

豊橋市工場見学施設整備支援補助金



豊橋市は、市内に立地する事業者の認知度向上や将来の産業人材確保を目的として、工場見学の受入れを行うための環境を整備する事業者の方に対して、その費用の一部を補助します。

対象となる事業者

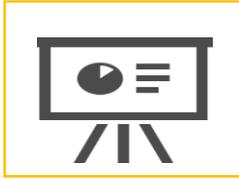
市内の施設において、工場見学(※)を実施しようとする事業者

※見学者に対して製造等の工程を公開する取組み

補助内容

補助対象事業	工場見学を実施するために必要となる設備等の導入
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none">○見学者に対する説明資料の製作費○見学者説明に用いる備品や消耗品の購入費○見学者の通路確保や安全対策のための設備の新設、改修及び改装に要する工事費 など
補助率	1 / 2 以内 (1,000円未満切捨て)
補助限度額	最大50万円

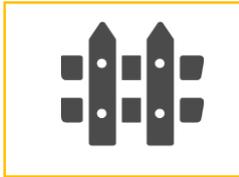
補助対象(例)



パンフレット、展示パネル等の製作費



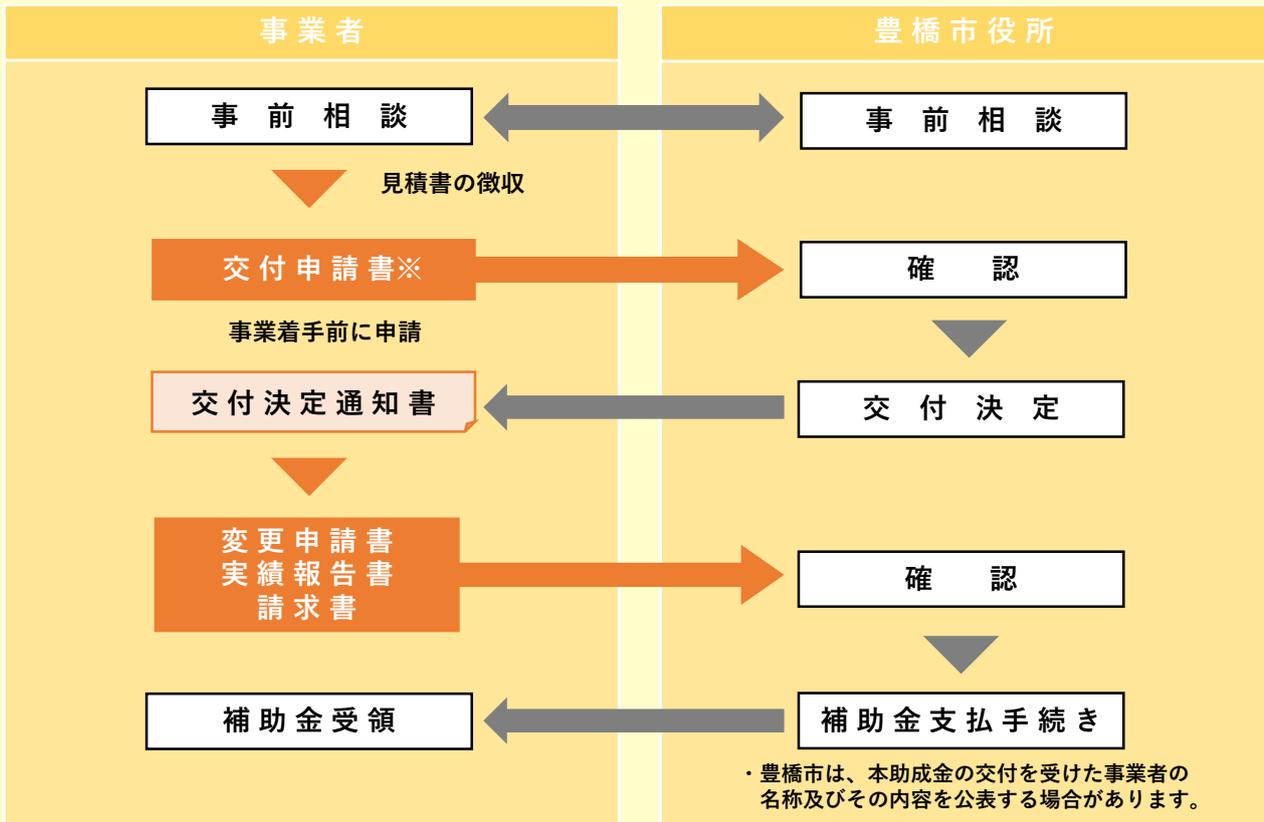
案内用拡声器、トランシーバー等の購入費



見学者用通路、防護柵、手すり、作業場と通路の境界線、スロープ等の新設、改修のための工事費

手続きの流れ

申請から補助金受領までの流れ



※ 交付申請に必要な書類

- ・ 交付申請書(様式)
- ・ 企業概要書(様式)
- ・ 履歴事項全部証明書の写し
- ・ 事業計画書(様式)
- ・ 収支予算書兼経費内訳書(様式)
- ・ 見積書の写し等
(積算根拠がわかるもの)

【補助要件】

- ・ 市内に見学可能となる施設を有すること。
- ・ 本市に納付すべき市税を滞納していないこと。
- ・ 交付申請年度内に本補助金の交付を受けていないこと。
- ・ 補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して3年が経過していること。
- など



豊橋市 産業部 産業政策課 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

TEL 0532-51-2436 FAX 0532-55-9090 ✉ sangyoseisaku@city.toyohashi.lg.jp